

高等学校等就学支援金の手続には オンライン申請が便利です！



オンライン申請のメリット

- ✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続きができます
- ✓ 登録内容の**確認・変更が簡単**です
- ✓ マイナンバーカードがあれば、**審査期間を短縮**できます



申請は[こちら](#)から



申請手順

1 ログイン

入学時に学校から配布されたID・パスワードを入力します。

2

継続意向 の登録

支給の継続を希望するか、保護者情報に変更があるかを選択します。

3

登録情報 の確認

登録済みの生徒情報や保護者情報を確認します。
※2で「保護者変更あり」を選択した場合は、別の画面で登録手順を行います。

保護者情報に変更がある場合

4

収入状況 の登録

審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

5

提出

確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。
審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。
※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

申請手順 (4.収入状況の登録)

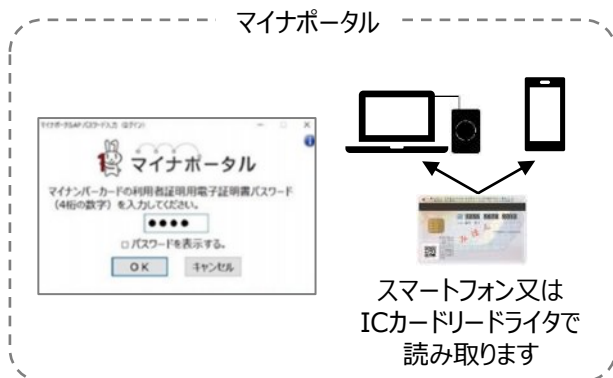
保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

I マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。
マイナンバー情報を提出する必要はありません。

保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎
課税所得額 (課税標準額)	
市町村民税調整控除額	
所得割額<道庁県民税>	
所得割額<市町村民税>	
市町村民税均等割額	
配偶者控除等	
本人該当区分	
個人番号カード事前チェック	マイナポータルから自己情報を取得する

ボタンを押下します



保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎
課税所得額 (課税標準額)	600,000円
市町村民税調整控除額	1,237,000円
所得割額<道庁県民税>	21,890,000円
所得割額<市町村民税>	30,000円
市町村民税均等割額	45,000円
配偶者控除等	-
本人該当区分	
個人番号カード事前チェック	マイナポータルから自己情報を取得する

課税情報等が自動で転記され、そのまま提出します

II マイナンバーカードを持っていない場合

都道府県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力します。
過去に提出済みの場合、再提出は不要です。

個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。

個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

☒ 今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある

以前の申請で個人番号提出済の場合、変更がなければ入力不要です。変更がある場合には、□にチェックを付けてください。

個人番号 **必須**

1234 5678 9012



III I、IIのいずれも難しい場合

書面で、保護者等の課税証明書又はマイナンバーカードの写し等を学校に提出します。

留意事項

- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
 - ・ 申請者向け利用マニュアル (3月下旬更新予定)
 - ・ よくあるFAQ (2月下旬掲載予定)
 - ・ オンライン申請の説明動画 (6月頃更新予定)
- ✓ 書面での申請を希望する場合は、学校の案内に従ってください。



文部科学省HP